

電子成果品保管帳完売後のお知らせ

電子成果品保管帳は在庫限りの取扱いとなります。

完売後は北海道建設部が定める「情報共有・電子納品運用ガイドライン」を参考に作成してください。

○工事編…P.74 参照

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/0/0/5/2/5/1/4/_/R06_工事ガイドライン.pdf

業務編…P.63 参照

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/0/0/5/2/5/1/5/_/R06_業務ガイドライン.pdf

または、北海道建設部建設管理課のホームページ内の検索窓で上記ガイドラインを検索します。